

2008年9月2日

金融庁 御中

全国銀行協会 御中

適格消費者団体

特定非営利活動法人 消費者支援機構関西

理事長 榎 彰 徳

<連絡先>

〒540-6591 大阪市中央区大手前 1-7-31

OMMビル 1階大阪府消費生活センター内

特定非営利活動法人 消費者支援機構関西事務局

TEL 06-6945-0729 / FAX 06-6945-0730

メール info@kc-s.or.jp

ホームページ <http://www.kc-s.or.jp/>

いわゆる「おまとめローン」に関する要請書

当団体は、消費者団体訴訟制度の制度化を迎えて、不当な勧誘行為や不当条項の使用の中止を申入れ、また訴権を行使していくことを重要な活動内容として、関西地域の7府県の消費者団体、消費者問題に取り組む個人等によって構成され、2005年12月3日に結成された消費者団体であり、2007年8月23日には、内閣総理大臣より消費者契約法13条に基づく適格消費者団体として認定されました（組織概要についてはホームページをご参照下さい）。

すでに、全国銀行協会様に対しましては、2007年7月4日付にて要請書を提出しておりますが、当団体は、複数の消費者金融等からの借入金によって多重債務に陥っているないしは陥る可能性のある消費者に対し、その返済資金を融資して債務を一本化させる、いわゆる「おまとめローン」には多くの問題点が存在するものと考えております。

なぜなら、おまとめローンを広告する金融機関の広告の中に、一部利息制限法に反するいわゆる「グリーゾーン金利」部分について、引直し計算による適正な精算をしないまま一括返済することを前提とする広告内容になっているものがあり、このような広告は、消費者に対し、利息制限法に反するグリーゾーン金利を支払わねばならないかのような誤解を与えることにつながるからです。

例えば、東京スター銀行では、従前、グリーゾーン金利部分について、引き直し計算による適正な精算をしないまま債務を一本化する広告内容となっていました。そこで、2006年12月1日付にて、当団体から同行に対して上記広告内容の是正などを申し入れたところ、2007年2月14日付の新聞広告では、既存債務の金利表示が利息制限法所定の利率内のものに変更され、また、過払金の返還請求が可能な場合があるため専門家への相談を勧める内容の記載が盛り込まれるなど、一定の改善が見られました。しかしながら、その後、2008年3月18日時点において、同行ホームページ内「おまとめローンバンクベスト」の勧誘広告では、既存債務の金利表示について利息制限法を超える25.55%～29.20%といった違法な高金利での借入れが借換えシミュレーションの比較に使用されており、改善前の問題のある広告内容が復活していました（添付1）。そこで、当団体から同行に対して、問い合わせたところ、2008年5月13日に、これに対する同行の説明があり、既存借入の金利表示に関し、「実際に、どの金融機関からの借換えが多いのか調べ、有価証券報告書の平均約定金利を使って計算したところ、22.3%、23.3%、18.3%であった。これが実際の金利であるから使用したい。」とのことでした。その後、同行ホームページの広告内容は若干変更され、同年5月22日付同行ホームページ内「おまとめローンバンクベスト」の勧誘広告においては、借入金一本化に関するシミュレーションの項目において、「A社：借入残高100万円，借入利率（年利）21.34%/B社：借入残高100万円，借入利率（年利）21.05%/C社：借入残高100万円，借入利率（年利）18.37%」となっていました。依然として消費者から適切な引き直し計算の機会を奪う不適切な広告内容であることには変わりはありませんでした。これは、昨今の貸金業法43条のみなし弁済に関する判例、並びに改正貸金業法、出資法、及び利息制限法の各規定に大きく反し、勧誘・融資業務における適正化と社会的責任に対する銀行の姿勢としては不誠実と言わざるを得ません（添付2）。そこで、当団体より東京スター銀行に対し、2008年6月16日付で、消費者にグリーゾーン金利の支払義務があるかのごとく誤認させる広告の使用中止等を申し入れました（添付3）。当団体からの当該申し入れに対し、同行から同年7月17日付で「利息制限法所定の上限金利を超えた金利を使用した広告を中止する」旨の回答がありました（添付4）。その後、当団体は、同年8月12日時点において、同行のホームページが回答どおりに改善されていることを確認しました。

このように、当団体から金融機関に対して個別に申し入れただけでは、十分な改善がなされず、あるいは一旦は改善されても、その後内容が改悪され旧弊に戻る事例も存在します。また、当団体が検討・申し入れを行った金融機関以外にも、おまとめローンを宣伝広告する

金融機関は多数存在しており、上記同様の誤解を消費者に与える危険性があります。また、不動産担保によって自宅を失ったり、保証人の徴求で当初無担保であった債務が保証人付債務となることにより、債務不履行時の被害が拡大するなど、おまとめローンには多数の問題があります。

したがって、当団体は、おまとめローンを取り扱う金融機関の監督官庁である貴庁及び業界団体である貴協会にたいし、業界全体の統一かつ速やかな改善に尽力いただきたく、下記事項を強く要請いたします。

記

- 1 おまとめローンを行う金融機関に対し、消費者が、あたかも利息制限法に反するグレーゾーン金利を支払わねばならないかのような誤解を与える不適切な広告内容を掲載しないように要請すること。誤解を与える広告内容がある場合に、これを是正する措置をとること。
- 2 おまとめローンを行う金融機関に対し、消費者金融、及び信販会社からの借入れについては、利息制限法所定の利率に基づいて再計算することによって債務を減額することも可能であり、おまとめローンを利用しなくとも、多重債務から開放される機会があることを十分に説明し、その機会を確保することに努めるよう求めること。
- 3 おまとめローンを行う金融機関に対し、債務者本人やその親族等の居住用不動産を担保としたり、保証人を徴求したりしないよう求めること。

以上

添付資料

- | | | |
|---|--|----|
| 1 | 2008年 3月18日付東京スター銀行ホームページの該当部分 | 3枚 |
| 2 | 2008年 5月22日付東京スター銀行ホームページの該当部分 | 1枚 |
| 3 | 当団体2008年 6月16日付申入書 | 3枚 |
| 4 | 2008年7月17日付東京スター銀行から6月16日付「申入書」に対する書面回答。 | 1枚 |